

資 料

外国民事訴訟法研究 (27)

外国民事訴訟法研究会
(代表者 加 藤 哲 夫)

大韓民国家事訴訟法邦語試訳

金 炳 学

大韓民国家事訴訟法邦語試訳

制定	1990年12月31日	法律第4300号
改正	2005年 3 月10日	法律第7387号
	1991年12月14日	法律第4423号
	1992年11月30日	法律第4505号
	2002年 1 月26日	法律第6626号
	2002年 1 月26日	法律第6627号
	2005年 3 月24日	法律第7405号
	2005年 3 月31日	法律第7427号
	2007年12月21日	法律第8715号
	2007年 5 月17日	法律第8433号
	2007年 5 月17日	法律第8435号
	2009年 5 月 8 日	法律第9652号
	2010年 3 月31日	法律第10212号
施行	2010年 3 月31日	

第一編 総則（第 1 条～第11条）

第二編 家事訴訟

第一章 通則（第12条～第21条）

第二章 婚姻関係訴訟（第22条～第25条）

第三章 父母と子関係訴訟

第一節 嫡出関係（第26条～第29条）

第二節 縁組関係（第30条～第31条）

第四章 戸主承継関係訴訟（第32～第33条）

第三編 家事非訟

第一章 通則（第34条～第43条）

第二章 ㄹ類家事非訟（第44条～第45条）

第三章 ㅁ類家事非訟（第46条～第48条）

第四編 家事調停（第49条～第61条）

第五編 履行の確保（第62条～第65条）

第六編 罰則（第66条～第72条）

附則

第1編 総則

第1条 (目的)

この法律は、人格の尊厳及び男女の平等を基本とし、家庭の平和及び親族相助の美風良俗を保存し発展させるために、家事に関する訴訟、非訟及び調停に対する手続の特例を規定することを目的とする。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第2条 (家庭法院の管掌事項)

①次の各号の事項（以下、「家事事件」という。）に対する審理及び裁判は、家庭法院の専属管轄とする。

〔本項改正 2005. 3. 31, 2007. 12. 21〕

㌠. 家事訴訟事件

(1) ㌠類事件

1. 婚姻の無効。
2. 離婚の無効。
3. 認知の無効。
4. 嫡出関係の存否の確認。
5. 縁組の無効。
6. 離縁の無効。
7. 削除〔2005. 3. 31〕

(2) ㌡類事件

1. 事実上の婚姻関係の存否の確認。
2. 婚姻の取消し。
3. 離婚の取消し。
4. 裁判上の離婚。
5. 父の決定。
6. 嫡出の否認。
7. 認知の取消し。
8. 認知に対する異議。
9. 認知の請求。
10. 縁組の取消し。
11. 離縁の取消し。
12. 裁判上の離縁。

13. 親養子縁組の取消し。

〔本号新設 2007. 12. 21〕

14. 親養子の離縁。

〔本号新設 2007. 12. 21〕

(3) ㌢類事件

1. 婚約解除又は事実婚関係の不当破棄による損害賠償請求（第三者に対する請求を含む。）及び原状回復の請求。

2. 婚姻の無効、取消し、離婚の無効、取消し又は離婚を原因とする損害賠償請求（第三者に対する請求を含む。）及び原状回復の請求。

3. 縁組の無効、取消し、離縁の無効、取消し又は離縁を原因とする損害賠償請求（第三者に対する請求を含む。）及び原状回復の請求。

4. 民法第839条の3による財産分割請求権の保全のための詐害行為取消し及び原状回復の請求。

〔本号新設 2007. 12. 21〕

㌣. 家事非訟事件

(1) ㌣類事件

1. 民法第9条乃至第14条の規定による限定治産、禁治産の宣告及びその取消し。

2. 民法第22条乃至第26条の規定による不在者の財産の管理に関する処分。

3. 民法第27条乃至第29条の規定による失踪の宣告及びその取消し。

4. 民法第781条第4項の規定による姓及び本の創設の許可。

〔本号改正 2005. 3. 31〕

5. 民法第781条第5項の規定による子の従前の姓及び本の継続使用の許可。

〔本号新設 2005. 3. 31〕

6. 民法第781条第6項の規定による子の姓及び本の変更の許可。

〔本号新設 2005. 3. 31〕

7. 民法第829条第2項ただし書の規定による夫婦財産約定の変更に対する許可。

8. 民法第869条ただし書の規定による後見人の縁組承諾に対する許可。

〔本号新設 2005. 3. 31〕

9. 民法第871条, 同法第900条(同法第906条の規定によって準用される場合を含む。)の規定による後見人の縁組の同意又は離縁の同意に対する許可。

10. 民法第872条の規定による後見人が被後見人を養子とすることに対する許可。

11. 民法第899条第2項の規定による後見人又は生家の他の直系尊属の離縁の協議に対する許可。

〔本号改正 2005. 3. 31〕

12. 民法第908条の2による親養子縁組の許可。

〔本号新設 2007. 12. 21〕

13. 民法第909条第2項ただし書の規定による親権の行使方法の決定。

14. 民法第915条, 同法第945条(同法第948条の規定によって, 上記各条が準用される場合を含む。)の規定による感化又は矯正機関に委託することに対する許可。

15. 民法第918条(同法第956条の規定によって準用される場合を含む。)の規定による財産管理人の選任又は改任及び財産管理に関する処分。

16. 民法第921条(後見人及び被後見人, 数人の被後見人の間の利害が相反する場合を含む。)による特別代理人の選任。

〔本号新設 2007. 12. 21〕

17. 民法第927条の規定による親権者の

法律行為の代理権及び財産管理権の辞退又は回復に対する許可。

18. 民法第936条及び同法第940条による後見人の選任又は変更。

〔本号改正 2007. 12. 21〕

19. 民法第939条の規定による後見人の辞任に対する許可。

20. 民法第941条第1項ただし書(同法第948条の規定によって準用される場合を含む。)の規定による後見人の財産目録作成のため期間の延長の許可。

21. 民法第947条第2項の規定による禁治産者の監禁等に対する許可。

22. 民法第954条(同法第948条の規定によって準用される場合を含む。)の規定による後見事務に関する処分。

23. 民法第955条(同法第948条の規定によって準用される場合を含む。)の規定による後見人に対する報酬の支払。

24. 民法第957条第1項ただし書の規定による後見終了時の管理計算期間の伸長の許可。

25. 民法第963条第1項本文, 同法第965条第2項, 同法第971条の規定による親族会員の選任, 補充, 改任又は解任。

26. 民法第966条の規定による親族会の召集。

27. 民法第967条第3項の規定による親族会の書面決議の取消し。

28. 民法第969条の規定による親族会の決議に代わる裁判。

29. 民法第970条の規定による親族会員の辞任に対する許可。

30. 民法第1019条第1項ただし書の規定による相続の承認又は放棄のための期間の延長の許可。

31. 民法第1023条(同法第1044条の規定によって準用される場合を含む。)の規定による相続財産の保存のための処分。

32. 民法第1024条第2項、同法第1030条、同法第1041条の規定による相続の限定承認又は放棄の申述の受理及び限定承認取消申述又は放棄取消申述の受理。

33. 民法第1035条第2項（同法第1040条第3項、同法第1051条第3項、同法第1056条第2項の規定によって準用される場合を含む。）及び同法第1113条第2項の規定による鑑定人の選任。

34. 民法第1040条第1項の規定による共同相続財産のため管理人の選任。

35. 民法第1045条の規定による相続財産の分離。

36. 民法第1047条の規定による相続財産分離後の相続財産の管理に関する処分。

37. 民法第1053条の規定による管理人の選任及びその公告並びに財産管理に関する処分。

38. 民法第1057条の規定による相続人搜索の公告。

39. 民法第1057条の2の規定による相続財産の分与。

40. 民法第1070条第2項の規定による遺言の検認。

41. 民法第1091条の規定による遺言の証書又は録音の検認。

42. 民法第1092条の規定による遺言証書の開封。

43. 民法第1096条の規定による遺言執行者の選任及びその任務に関する処分。

44. 民法第1097条第2項の規定による遺言執行者の承諾又は辞任のための通知の受理。

45. 民法第1104条第1項の規定による遺言執行者に対する報酬の決定。

46. 民法第1105条の規定による遺言執行者の辞任に対する許可。

47. 民法第1106条の規定による遺言執行者の解任。

48. 民法第1111条の規定による負担を負う付遺言の取消し。

(2) 相続事件

1. 民法第826条、同法第833条の規定による夫婦の同居、扶養、協力又は生活費用の負担に関する処分。

2. 民法第829条第3項の規定による財産管理者の変更又は共有財産の分割のため処分。

3. 民法第837条、同法第837条の2（同法第843条の規定によって、上記各条が準用される場合及び婚姻の取消し又は認知を原因とする場合を含む。）の規定による子の養育に関する処分及びその変更、面接交渉権の制限又は排除。

4. 民法第839条の2第2項（同法第843条の規定によって準用される場合及び婚姻の取消しを原因とする場合を含む。）の規定による財産分与に関する処分。

5. 民法第909条第4項及び第6項（婚姻の取消しを原因とする場合を含む。）の規定による親権者の指定及び変更。

〔本号改正 2005. 3. 31〕

6. 民法第924条乃至第926条の規定による親権、法律行為の代理権、財産管理権の喪失宣告及び失権回復の宣告。

7. 民法第972条の規定による親族会の決議に対する異議。

8. 民法第976条乃至第978条の規定による扶養に関する処分。

9. 民法第1008条の2第2項及び第4項の規定による寄与分の決定。

10. 民法第1013条第2項の規定による相続財産の分割に関する処分。

②家庭法院は、他の法律又は大法院規則が、家庭法院の権限に属すると定めた事項について、これを審理し、裁判をする。

③第2項の事件に関する手続は、法律

又は大法院規則が別に定める場合を除き、² 民事家事非訟事件の手続による。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第 3 条 (地方法院と家庭法院の間の管轄の指定)

①事件が、家庭法院及び地方法院のうち、いずれかの法院の管轄に属するのか明白でないときは、関係法院の共通する高等法院が、管轄法院を指定する。

②第 1 項の管轄法院の指定に関しては、民事訴訟法第 28 条の規定を準用する。

〔本項改正 2002. 1. 26〕

③第 1 項の規定によって家庭法院の管轄を定めた事件は、この法律に定める手続によって、地方法院の管轄を定めた事件は、民事訴訟手続によって、各々、処理する。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第 4 条 (除斥、忌避及び回避)

法院職員の除斥、忌避及び回避に関する民事訴訟法の規定のうち、法官に関する事項は、調停長及び調停委員に、法院事務官等に関する事項は、家事調査官に、各々、これを準用する。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第 5 条 (手数料)

この法律にもとづく訴えの提起、審判の請求、調停の申立てその他裁判及び処分³の申立てには、大法院規則が定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第 6 条 (家事調査官)

①家事調査官は、裁判長、調停長又は調停担当判事の命令を受けて、事実について、調査をする。

②家事調査官の事実調査の方法及び手続に関する事項は、大法院規則が定め

る。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第 7 条 (本人出席主義)

①家庭法院、調停委員会又は調停担当判事の弁論期日、審理期日又は調停期日に召喚を受けた当事者及び利害関係人は、本人又は法定代理人が出席しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、裁判長、調停長又は調停担当判事の許可を受けて、代理人を出席させることができ、補助人を同伴することができる。

②弁護士ではない者が、代理人又は補助人となるには、あらかじめ裁判長、調停長又は調停担当判事の許可を受けなければならない。

③裁判長、調停長又は調停担当判事は、何時でも第 1 項及び第 2 項の許可を取り消すことができ、本人が法定代理人又は代理人とともに出席すべきことを命ずることができる。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第 8 条 (事実調査の嘱託)

裁判長、調停長、調停担当判事又は家事調査官は、事実の調査のために必要があるときは、警察等、行政機関その他相当と認められる団体又は個人に対して、事実の調査を嘱託して、必要な事項の報告を要求することができる。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第 9 条 (家族関係登録簿の記録の嘱託)

家庭裁判所は、大法院規則が定める判決若しくは審判が確定し又は効力を生じたときは、大法院規則が定めるところにより、遅滞なく家族関係登録事務を処理する者に、家族関係登録簿の記録を嘱託しなければならない。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第 10 条 (報道の禁止)

家庭法院において処理中である事件又は処理した事件に関しては、姓名、年齢、職業、容貌等によって、その本人であることを推知しうる程度の事実若しくは写真を新聞、雑誌その他出版物に掲載し又は放送することができない。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第10条の2 (記録の閲覧等)

①当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判長の許可を受けて、記録の閲覧、複写、若しくは裁判書、調書の正本、謄本、抄本の交付又は訴訟に関する事項の証明書の交付を、裁判所書記官、裁判所事務官、裁判所主事又は裁判所主

事補(以下、「裁判所事務官等」という。)に申し立てることができる。

②第1項の申立てに対しては、大法院規則が定める手数料を納付しなければならない。

③裁判書、調書の正本、謄本、抄本には、その趣旨を記載して、裁判所事務官等が記名捺印しなければならない。

〔本条新設 2007. 5. 17〕

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第11条 (委任規定)

家事事件の裁判及び調停の手続に関して必要な事項は、大法院規則が定める。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第2編 家事訴訟

第1章 通則

第12条 (適用法律)

家事訴訟手続に関しては、この法律に特別の規定がある場合を除き、民事訴訟法の規定による。ただし、不類及び不類家事訴訟事件に関しては、民事訴訟法第147条第2項、同法第149条、同法第150条第1項、同法第284条第1項、同法第285条、同法第349条、同法第350条、同法第410条の規定及び同法第220条のうち請求の認諾に関する規定、同法第288条のうち自白に関する規定は、これを適用しない。

〔本条改正 2002. 1. 26〕

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第13条 (管轄)

①家事訴訟は、この法律に特別の規定がある場合を除き、被告の普通裁判籍の所在地の家庭法院の管轄とする。

②当事者又は関係人の住所、居所又は最後の住所によって管轄が定められることになる場合に、その住所、居所又は最後の住所が国内になく若しくはこれを知れないときは、大法院所在地の家庭法院の管轄とする。

③家庭法院は、訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないことを認めるときは、決定により、管轄法院に移送しなければならない。

④家庭法院は、その管轄に属する家事訴訟事件に関して、著しい損害又は遅延を避けるために必要があるときは、職権で又は当事者の申立てによって、他の管轄家庭法院に移送することができる。

⑤移送決定及び移送の申立ての棄却決定に対しては、即時抗告をすることができる。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第14条（関連事件の併合）

①数個の家事訴訟事件又は家事訴訟事件と家事非訟事件の請求の原因が同一の事実関係にもとづくとき若しくは一の請求の当否が異なる請求の当否の前提になるときは、これを一の訴えで提起することができる。

②第1項の事件の管轄法院が異なるときは、家事訴訟事件のうち一の請求に対する管轄権を有する家庭法院に、訴えを提起することができる。

③が類又はひ類家事訴訟事件の訴えが提起され、その事件及び第1項の係にあるひ類家事訴訟事件又は家事非訟事件が、各々、他の家庭法院に係属したときは、が類又はひ類家事訴訟事件の受訴法院は、職権で又は当事者の申立てによって、決定により、ひ類家事訴訟事件又は家事非訟事件を併合することができる。

④第1項又は第3項の規定によって併合された数個の請求に関しては、一の判決により裁判する。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第15条（当事者の追加又は更正）

①民事訴訟法第68条又は第260条の規定による必要的共同訴訟人の追加又は被告の更正は、事実審の弁論終結時までにすることができる。

〔本項改正 2002. 1. 26〕

②第1項の規定によって被告を更正したときは、身分に関する事項に限って、最初に訴えが提起された時に、更正された被告との間に訴えが提起されたものとみなす。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第16条（訴訟手続の承継）

①が類又はひ類家事訴訟事件の原告が死亡その他の事由（訴訟能力を喪失した

場合を除く。）により、訴訟手続を続行することができなくなったときは、他の提訴権者は訴訟手続を承継することができる。

②第1項の承継申立ては、承継の事由が生じた時から、六月以内にしなければならない。

③第2項の期間内に承継の申立てがないときは、訴えが取り下げられたものとみなす。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第17条（職権調査）

家庭法院が、が類又はひ類家事訴訟事件を審理するときは、職権で、事実調査及び必要な証拠調べをしなければならず、何時でも当事者又は法定代理人を尋問することができる。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第18条（訴訟費用負担の特則）

検事が、訴訟当事者として敗訴したときの訴訟費用は、国庫の負担とする。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第19条（控訴）

①家庭法院の判決に対して不服があるときは、判決正本が送達された日から一四日以内に控訴することができる。ただし、判決正本の送達前においても控訴することができる。

②控訴法院の訴訟手続には、第一審の訴訟手続に関する規定を準用する。

③控訴法院は、控訴が理由あるときであっても、第一審判決を取消し又は変更することにより、社会正義及び衡平の理念に背馳し、家庭平和及び美風良俗の維持に適合しないと認める場合には、控訴を棄却することができる。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第20条（上告）

控訴法院の判決に対して不服があるとき

は、判決正本が送達された日から一四日以内に大法院に上告することができる。ただし、判決正本の送達前においても上告することができる。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第21条（既判力の主観的範囲に関する特則）

①が類又はひ類家事訴訟事件の請求を

認容する確定判決は、第三者に対しても効力を有する。

②第1項の請求を排斥する判決が確定した時は、他の提訴権者は、事実審の弁論終結前に参加することができなかったことに対して正当な事由がない限り、再度、訴えを提起することができない。

〔全文改正, 2010. 3. 31〕

第2章 婚姻関係訴訟

第22条（管轄）

婚姻の無効又は取消し、離婚の無効又は取消し及び裁判上の離婚の訴えは、次の各号の家庭法院の専属管轄とする。

1. 夫婦が同一の家庭法院の管轄区域内に普通裁判籍があるときは、その家庭法院。

2. 夫婦が最後の共通する住所地を有した家庭法院の管轄区域内に、夫婦のうちの一方の普通裁判籍があるときは、その家庭法院。

3. 第1号及び第2号に該当しない場合で、夫婦の一方が他方を相手にするときは、相手方の普通裁判籍の所在地、夫婦の双方を相手にするときは夫婦のうちの一方の普通裁判籍の所在地の家庭法院。

4. 夫婦の一方が死亡した場合には、生存する他方の普通裁判籍の所在地の家庭法院。

5. 夫婦双方が死亡した場合には、夫婦のうちの一方の最後の住所地の家庭法院。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第23条（婚姻の無効及び離婚の無効の訴えの提起権者）

当事者、法定代理人又は四寸以内の親族は、何時でも婚姻の無効又は離婚の無効の訴えを提起することができる。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第24条（婚姻の無効、取消し及び離婚の無効、取消しの訴えの相手方）

①夫婦の一方が、婚姻の無効又は取消し若しくは離婚の無効の訴えを提起するときは、配偶者を相手方とする。

②第三者が、第1項に規定された訴えを提起するときは、夫婦を相手方とし、夫婦のうちの一方が死亡したときは、その生存者を相手方とする。

③第1項及び第2項の規定によって相手方となる者が死亡したときは、検事を相手方とする。

④第1項及び第3項の規定は、離婚の取消しの訴えを準用する。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第25条（親権者指定等に関する協議の勧告）

①家庭裁判所が、未成年の子がある夫婦の婚姻の取消し又は裁判上の離婚の請求を審理するときは、その請求が認容される場合に備えて、両親に次の各号の事項に関して、あらかじめ協議するように勧告しなければならない。

1. 未成年である子の親権者及び指定される者。

2. 未成年である子に対する養育及び面接交渉権。

②家庭裁判所が婚姻の無効の請求を審

理し、その請求が認容される場合に、夫及び父子関係が存続する未成年の子がある場合にも、第 1 項と同様とする。

〔全文改正 2007. 12. 21〕

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第 3 章 父母と子関係訴訟

第 1 節 嫡出関係

第26条 (管轄)

①嫡出否認、認知の無効又は取消し若しくは、民法第845条の規定による父を定める訴えは、子の普通裁判籍の所在地、子が死亡したときはその最後の住所地の家庭法院の専属管轄とする。

②認知に対する異議の訴え、認知の請求の訴え又は民法第865条の規定による嫡出関係存否確認の訴えは、相手方(相手方が数人であるときはそのうちの一人)の普通裁判籍の所在地、相手方がすべて死亡したときはそのうちの一人の最後の住所地の家庭法院の専属管轄とする。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第27条 (父を定める訴えの当事者)

①民法第845条の規定による父を定める訴えは、子、母、母の配偶者又は母の前配偶者が、これを提起することができる。

②子が提起する場合には、母、母の配偶者及びその前配偶者を相手方として、母が提起する場合には、その配偶者及び前配偶者を相手方とする。

③母の配偶者が提起する場合には、母及びその前配偶者を相手方として、前配偶者が提起する場合には、母及びその配偶者を相手方とする。

④第 2 項及び第 3 項の場合に、相手方となる者のうち死亡した者がいるときは、生存者を相手方として、生存者がいないときは検事を相手方として訴えを提起することができる。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第28条 (準用規定)

認知無効の訴えには第23条及び第24条の規定を、認知取消しの訴え、認知に対する異議の訴え又は嫡出関係存否確認の訴えには第24条を、認知の請求の訴えには、第25条第 1 項を準用する。

〔本条改正 2007. 12. 21〕

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第29条 (血液型等の受検命令)

①家庭法院は、当事者又は関係人の間の血族関係の存否を確定する必要がある場合に、他の証拠調べによって心証を得られないときは、検査を受ける者の健康及び人格の尊厳を害しない範囲において、当事者又は関係人に血液採取による血液型の検査等、遺伝因子の検査その他相当であると認められる方法による検査を受けることを命ずることができる。

②第 1 項の命令をするに際しては、第 67 条の規定による制裁を告知しなければならない。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第 2 節 縁組、親養子縁組関係〔本節題目改正 2007. 12. 21〕

第30条 (管轄)

次の各号の訴えは、養父母うち、いず

れかの普通裁判籍を有する家庭法院の専属管轄とし、養父母が全員死亡している場合にはそのうちの一名の最後の住所地の家庭法院を専属管轄する。

1. 縁組の無効。
2. 縁組、親養子縁組の取消し。
3. 離縁。
4. 親養子の離縁。

5. 離縁の無効又は取消しの訴え。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第31条 (準用規定)

縁組無効及び離縁無効の訴えには第23条及び第24条を、縁組、縁組の取消し、親養子の離縁及び離縁取消しの訴えには、第24条を準用する。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第4章 削除 [2005. 3. 31]

第32条 削除 [2005. 3. 31]

第33条 削除 [2005. 3. 31]

第3編 家事非訟

第1章 通則

第34条 (準用法律)

家事非訟手続に関しては、この法律に特別の規定がある場合を除き、非訟事件手続法第1編の規定を準用する。ただし、非訟事件手続法第15条の規定は、これを準用しない。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第35条 (管轄)

①この法律及び大法院規則において管轄法院を定めていない家事非訟事件については、大法院所在地の家庭法院の管轄とする。

②第13条第2項乃至第5項の規定は、家事非訟事件に準用する。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第36条 (請求の方式)

①家事非訟事件の請求は、家庭法院に審判を請求することによって行う。

②審判の請求は、書面又は口頭ですることができる。

③審判請求書には、次の事項を記載して、請求人又は代理人が記名捺印しなければならない。

〔本号改正 2007. 5. 17〕

1. 当事者の登録基準地、住所、姓名、生年月日、代理人が請求するときは代理人の住所及び姓名。
2. 請求の趣旨及び原因。
3. 請求の年月日。
4. 家庭法院の表示。

④口頭で審判の請求をするときは、家庭法院の裁判所事務官等の面前で陳述しなければならない。

〔本項改正 2007. 5. 17〕

⑤第4項の場合には、法院事務官等は第3項各号の事項を記載した調書を作成して、これに記名捺印しなければならない。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第37条 (利害関係人の参加)

①審判請求に関して利害関係を有する者は、裁判長の許可を受けて、手続に参加することができる。

②裁判長は、相当であると認める場合には、審判請求に関して利害関係を有する者を手続に参加させることができる。
〔全文改正 2010. 3. 31〕

第38条（証拠調べ）

家庭法院は、必要があると認めるときは、当事者又は法定代理人を、当事者尋問の方式によって審問することができ、その他関係人を証人尋問の方式によって審問することができる。
〔全文改正 2010. 3. 31〕

第39条（裁判の方式）

①家事非訟事件に対する第一審終局裁判は、審判とする。ただし、手続上の理由により終局裁判をしなければならない場合には、この限りでない。

②審判書には、次の事項について記載して、審判をした法官が記名捺印しなければならない。審判をした法官が記名捺印をすることに支障がある場合には、他の法官がその事由を記載して記名捺印しなければならない。

1. 当事者及び法定代理人。
2. 主文。
3. 理由。
4. 法院。

③斗類家事非訟事件の審判書には、理由を記載しないこともできる。

④審判に関しては、民事訴訟法のうち決定に関する規定を準用する。
〔全文改正 2010. 3. 31〕

第40条（審判の効力発生時期）

審判は、これを受ける者が告知されることによって効力を生ずる。ただし、第43条の規定によって即時抗告をすることができる審判は、確定することにより効

力を生ずる。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第41条（審判の執行力）

金銭の支払、物の引渡し又は登記その他義務の履行を命ずる審判は、債務名義となる。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第42条（仮執行）

①財産上の請求又は幼児の引渡しに関する審判として、即時抗告の対象となる審判には、担保を立てさせないで、仮執行する可能性がある旨を命じなければならない。

②家庭法院は、職権で又は当事者の申立てによって、履行の目的となる財産に対して相当の金額を担保として立てさせて、仮執行を免れる可能性がある旨を命ずることができる。

③判決において、幼児の引渡しを命ずる場合にも、第1項の規定を準用する。
〔全文改正 2010. 3. 31〕

第43条（不服申立て）

①審判に対しては、大法院規則が別に定める場合にも、即時抗告に限ってすることができる。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

②抗告法院の裁判手続には、第一審の裁判手続に関する規定を準用する。

③抗告法院は、抗告が理由があると認める場合には、原審判を取り消し、自ら適当とする決定をしなければならない。ただし、抗告法院が、自ら決定することが適当でないと認めるときは、事件を原審法院に差し戻さなければならない。

④抗告法院の決定に対しては、裁判に影響を及ぼした憲法、法律、命令又は規則の違反があることを理由とする場合に限り、大法院に再抗告することができる。

⑤即時抗告の期間は、大法院規則が定める日から一四日以内とする。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第2章 ㄱ類家事非訟事件

第44条 (管轄)

ㄱ類家事非訟事件は、次の各号の家庭法院の管轄とする。

〔本号改正 2007. 12. 21〕

1. 次の各目のいずれかに該当する事件は、事件本人の家庭法院。

가. 禁治産、限定治産に関する事件。

나. 失踪に関する事件。

다. 姓及び本の創設に関する事件。

라. 子の従前の姓及び本の継続使用に関する事件。

마. 子の姓及び本の変更にに関する事件。

2. 不在者の財産管理に関する事件は、不在者の最後の住所地又は財産所在地の家庭法院。

3. 夫婦間の財産約定の変更にに関する事件、共同の子に対する親権行使の方法の決定事件は、第22条第1号乃至第3号の家庭法院。

4. 縁組、親養子縁組又は離縁に関する

事件は、養子、親養子又は養子、親養子となる者の住所地の家庭裁判所。

〔本号改正 2007. 12. 21〕

5. 親権及び後見に関する事件（夫婦間の共同の子に対する親権の行使方法の決定事件を除く。）は、未成年者の子又は被後見人の住所地の家庭法院。

6. 相続に関する事件は、相続開始地の家庭法院。

7. 遺言に関する事件は、相続開始地の家庭法院。ただし、民法第1070条第2項の規定による遺言の検認事件は、相続開始地又は遺言者の住所地の家庭法院。

8. 第1号乃至第7号に該当しない事件は、大法院規則が定める家庭法院。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第45条 (審理方法)

ㄱ類家事非訟事件の審判は、事件關係人を審問しなくともすることができる。

第3章 ㄴ類家事非訟事件

第46条 (管轄)

ㄴ類家事非訟事件は、相手方の普通裁判籍の所在地の家庭法院の管轄とする。ただし、親族会の決議に対する異議事件については、被後見人の住所地の家庭法院の管轄とする。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第47条 (共同訴訟に関する規定の準用)

ㄱ類家事非訟事件の請求人又は相手方が数人であるときは、民事訴訟法のうち共同訴訟に関する規定を準用する。

第48条 (審理方法)

ㄴ類家事非訟事件の審判は、特別の事情がない限り、事件關係人を審問して行わなければならない。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第48条の2 (財産明示)

①家庭裁判所は、財産分割、扶養料及び未成年の子の養育費請求事件のために、特に必要があると認めるときは、職権で又は当事者の申立てによって、当事者に財産状態を明示した財産目録を提出

するように命ずることができる。

②第1項の財産明示手続、方法等に対して必要な事項は、大法院規則が定める。

〔本条新設 2009. 5. 8〕

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第48条の3（財産照会）

①家庭裁判所は、第48条の2の財産明示手続により提出された財産目録のみでは、財産分割、扶養料及び未成年の子の養育費請求事件を解決することが困難であると認める場合には、職権で又は当事者の申立てによって、当事者名義の財産

に関して照会することができる。

②第1項の財産照会に関しては、その性質に反しない範囲において、「民事執行法」第74条を準用する。

③財産照会をする公共機関、金融機関、団体等の範囲及び照会手続、当事者が納付しなければならない費用、照会結果の管理に関する事項及び過怠料の賦課手続等は、大法院規則が定める。

④何人も、財産照会の結果を審判以外の目的で用いてはならない。

〔本条新設 2009. 5. 8〕

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第4編 家事調停

第49条（準用法律）

家事調停に関しては、この法律に特別の規定がある場合を除き、民事調停法の規定を準用する。ただし、民事調停法第18条及び第23条の規定は、これを準用しない。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第50条（調停前置主義）

①1類、2類家事訴訟事件及び3類家事非訟事件について、家庭法院に訴えを提起し又は審判を請求しようとする者は、まず先に調停を申し立てなければならない。

②第1項の事件に関して調停を申し立てずに、訴えを提起し又は審判の請求をしたときは、家庭法院は、その事件を調停に回付しなければならない。ただし、公示送達によらずして、当事者の一方又は双方を召喚することができず若しくはその事件が調停に回付されたとしても、調停が成立しないと認められるときは、この限りでない。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第51条（管轄）

①家事調停事件は、これに相応する家事訴訟事件又は家事非訟事件を管轄する家庭法院若しくは当事者が合意により定めた家庭法院の管轄とする。

②第13条第3項乃至第5項の規定は、家事調停事件に準用する。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第52条（調停機関）

①家事調停事件は、調停長一人及び二人以上の調停委員により構成される調停委員会が処理する。

②調停担当判事は、相当の理由があるときは、当事者が反対の意思を明白に示さない限り、単独で調停をすることができる。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第53条（調停長等、調停委員の指定）

①調停長又は調停担当判事は、家庭法院長又は家庭法院支院長が、その管轄法院の判事の中から、これを指定する。

②調停委員会を構成する調停委員は、学識及び徳望のある者から、毎年、あらかじめ家庭法院長又は家庭法院支院長が委嘱した者又は当事者が合意によって選定した者の中から、各事件ごとに、調停長がこれを指定する。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第54条（調停委員）

調停委員は、調停委員会で行う調停に関与するほか、家庭法院、調停委員会又は調停担当判事の嘱託により、他の調停事件に関して専門的知識にもとづく意見を陳述し若しくは紛争の解決のために事件関係人の意見を聴く。

第55条（調停の申立て）

調停の申立てに関しては、第36条第2項乃至第5項の規定を準用する。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第56条（事実の事前調査）

調停長又は調停担当判事は、特別の事情がない限り、調停をする前に期限を定めて、家事調査官に、事件に関する事実の調査をさせなければならない。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第57条（関連事件の併合申立て）

①調停の目的の請求及び第14条に規定された関連関係にあるㇿ類、ㇿ類及びㇿ類家事事件の請求は、併合して調停を申し立てることができる。

②当事者間の紛争を一時に解決するために必要なときは、当事者は、調停委員会又は調停担当判事の許可を受けて、調停の目的の請求及び関連する民事事件の請求を併合して、調停を申し立てることができる。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第58条（調停の原則）

①調停委員会が、調停を行うときは、当事者の利益のほか、調停によっ

て影響をうけることとなるすべての利害関係人の利益を考慮して、紛争の平和的、終局的解決を成し遂げることができる方案を用意して、当事者を説得しなければならない。

②子の親権を行使する者の指定及び変更、養育方法の決定等、未成年者の子の利害及び直接関連する事項を調停するに際しては、未成年者の子の福祉が優先的に考慮されなければならない。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第59条（調停の成立）

①調停は、当事者の間に合意された事項を、調書に記載することによって成立する。

②調停又は確定した調停に代わる決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。ただし、当事者が任意に処分することができない事項に対しては、この限りでない。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第60条（異議の申立て等による訴訟への移行〔題目改正 1992. 11. 30〕）

第57条第2項の規定によって調停を申し立てた民事事件の請求に関しては、民事調停法第36条の規定を準用する。この場合には、家庭法院は、決定で、当該民事事件を管轄法院に移送しなければならない。

〔本条改正 1992. 11. 30〕

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第61条（調停長等の意見の添付）

調停の目的である家事事件の請求に関して、民事調停法第36条の規定により訴えが提起されたものと擬制され又は第50条第2項の規定によって調停に回付された事件について、更に家庭法院に回付するときは、調停長又は調停担当判事は、意見を添付して、記録を管轄家庭法院に

送付しなければならない。

〔本条改正 1992. 11. 30〕

第 5 編 履行の確保

第62条（事前処分）

①家事事件の訴えの提起，審判請求又は調停の申立てがある場合には，家庭法院，調停委員会又は調停担当判事は，事件の解決のために特に必要があると認めるときは，職権で又は当事者の申立てによって，相手方その他関係人に対して，現状を変更し若しくは物を処分する行為の禁止を命ずることができ，事件に関連する財産の保存のための処分，関係人の監護及び養育のための処分等，適当であると認められる処分をすることができる。

②第1項の処分を行うときは，第67条第1項の規定による制裁を告知しなければならない。

③急迫の場合には，裁判長又は調停長は，単独で第1項の処分をすることができる。

④第1項及び第3項の処分に対しては，即時抗告をすることができる。

⑤第1項の処分は，執行力を有しない。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第63条（仮差押え，仮処分）

①家庭法院は，第62条の規定にかかわらず，家事訴訟事件又は準家事非訟事件を本案事件として，仮差押え又は仮処分をすることができる。この場合には，民事執行法第276条乃至第312条の規定を準用する。

〔本項改正 2002. 1. 26〕

②第1項の裁判は，担保を立てさせないことができる。

③民事執行法第287条の規定を準用するに際して，この法律による調停の申立てがあるときは，これを本案の提訴があるものとみなす。

〔本項改正 2002. 1. 26〕

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第63条の2（養育費の直接支払命令）

①家庭裁判所は，養育費を定期的に支払う義務を有する者（以下，「養育費債務者」という。）が，正当な理由なく，二回以上，養育費を支払わない場合には，定期金養育費債権に関する執行権原を有する債権者（以下，「養育費債権者」という。）の申立てにより，養育費債務者に対して，定期的給与債務を負担する所得税源泉徴収義務者（以下，「所得税源泉徴収義務者」という。）に対して，養育費債務者の給与から定期的に養育費を控除して，養育費債権者に直接支払うよう命ずることができる。

②第一項に基づく支払命令（以下，「養育費支払命令」という。）は，「民事執行法」に基づき差押命令及び転付命令を同時に命じたことと同一の効力を有し，上記の支払命令に関しては，差押命令及び転付命令に関する「民事執行法」を準用する。ただし，「民事執行法」第40条第1項にかかわらず，該当養育費債権のうち期限が到来しないものに対しても，養育費直接支払命令をすることができる。

③家庭裁判所は養育費直接支払命令の目的を達成することができないおそれがあると認められる事情があるときは，養

育費債権者の申立てにより養育費直接支払命令を取り消すことができる。この場合には、養育費直接支払命令は、将来に向かって、その効力を失う。

④家庭裁判所は、第1項及び第3項の命令を、養育費債務者及び所得税源泉徴収義務者に送達しなければならない。

⑤第1項及び第3項の申立てに関する裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

⑥所得税源泉徴収義務者は、養育費債務者の職場変更等、主たる所得源の変更事由が発生した場合には、その事由が発生した日から一週間以内に家庭裁判所に変更の事実を通知しなければならない。

〔本条新設 2009. 5. 8〕

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第63条の3（担保提供命令等）

①家庭裁判所は、養育費を定期金として支払う場合に、その履行を確保するために養育費債務者に相当の担保の提供を命ずることができる。

②家庭裁判所は、養育費債務者が正当な事由なくその履行をしないときは、養育費債権者の申立てによって、養育費債務者に相当の担保の提供を命ずることができる。

③第2項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

④第1項又は第2項により、養育費債務者が担保を提供しなければならない期間以内に、これを提供しないときは、家庭裁判所は養育費債権者の申立てによって、養育費の全部又は一部を、一時金として支払うよう命ずることができる。

⑤第2項及び第4項の命令に関しては、第64条第2項を準用する。

⑥第1項及び第2項の担保に関しては、その性質に反しない範囲において

「民事訴訟法」第120条第1項、第122条、第123条、第125条及び第126条を準用する。

〔本条新設 2009. 5. 8〕

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第64条（履行命令）

①家庭法院は、判決、審判、調停調書、調停に代わる決定又は養育費負担調書によって次の各号のいずれかに該当する義務を履行しなければならない者が、正当な事由なくしてその義務を履行しないときは、当事者の申立てによって、一定の期間内にその義務を履行すべき旨を命ずることができる。

1. 金銭の支払等、財産上の義務。

2. 幼児の引渡し義務。

3. 子との面接交渉の許容義務。

〔本項改正 2005. 3. 24, 2009. 5. 8〕

②第1項の命令をするときは、特別の事情がない限り、あらかじめ当事者を審問し、その義務履行を勧告しなければならない。第67条第1項及び第68条の規定による制裁を告知しなければならない。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第65条（金銭の任置）

①判決、審判、調停調書若しくは調停に代わる決定によって、金銭を支払う義務を有する者は、権利者のために家庭法院に、その金銭を任置することを申し立てることができる。

②家庭法院は、第1項の申立てが義務の履行に適合すると認めるときは、これを許可しなければならない。この許可に対しては、不服を申し立てることができない。

③第2項の許可がある場合に、その金銭を任置したときは、任置された金額の範囲内において、義務者の義務が履行されたものとみなす。

第 6 編 罰則

第66条（不出席に対する制裁）

家庭法院，調停委員会又は調停担当判事の召喚を受けた者が，正当な理由なく出席しないときは，家庭法院，調停委員会又は調停担当判事は，決定で，五〇万ウォン以下の過怠料に処し，かつ，勾引することができる。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第67条（義務不履行に対する制裁）

①当事者又は関係人が，正当な理由なく，第29条，第63条の2第1項，第63条の3第1項，第2項又は第64条の命令又は第62条の処分に違反したときは，家庭法院，調停委員会又は調停担当判事は，職権で又は権利者の申立てによって，決定で，一千万ウォン以下の過怠料に処することができる。

〔本項改正 2009. 5. 8〕

②第29条の規定による受検命令を受けた者が，第1項の規定による制裁を受けたにもかかわらず，正当な理由なく，再度，受検命令に違反したときは，家庭法院は，決定で，三〇日の範囲内において，その義務の履行があるときまで，違反者を監置に処することができる。

③第2項の決定に対しては，即時抗告をすることができる。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第67条の2（財産目録提出拒否等に対する制裁）

第48条の2第1項による命令を受けた者が，正当な事由なく，財産目録の提出を拒否し若しくは虚偽の財産目録を提出したときは，一千万ウォン以下の過怠料を賦課する。

〔本条新設 2009. 5. 8〕

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第67条の3（虚偽の資料提出等に対する制裁）

第48条の3第2項により準用される「民事執行法」第74条第1項及び第3項の照会を受けた機関，団体の長が，正当な事由なく虚偽の資料を提出し若しくは資料を提出することを拒否したときは，一千万ウォン以下の過怠料を賦課する。

〔本条新設 2009. 5. 8〕

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第68条（特別の義務不履行に対する制裁）

①第63条の3第4項又は第64条の命令を受けた義務者が，次の各号のいずれかに該当するときは，家庭法院は，権利者の申立てによって，決定で，三〇日の範囲内において，その義務の履行があるときまで，義務者を監置に処することができる。

〔本項改正 2009. 5. 8〕

1. 金銭の定期的支払の命令を受けた者が，正当な理由なく三期以上その義務を履行しないとき。

2. 幼児の引渡し命令を受けた者が，第67条第1項の規定による制裁を受けたにもかかわらず，三〇日以内に正当な事由なくその義務を履行しないとき。

3. 養育費の一時金支払命令を受けた者が三〇日以内に正当な事由なくその義務を履行しないとき。

②第1項の決定に対しては，即時抗告をすることができる。

〔全文改正 2010. 3. 31〕

第69条 (過怠料事件の手続)

非訟事件手続法第248条及び第250条のうち、検事に関する規定は、第66条、第67条第1項、第67条の2及び第67条の3の規定による過怠料の裁判に、これを適用しない。

〔本条改正 1991.12.14, 2009.5.8〕

〔全文改正 2010.3.31〕

第70条 (監置に処する裁判手続)

第67条第2項及び第68条の規定による監置に処する裁判手続その他必要な事項は、大法院規則が定める。

〔全文改正 2010.3.31〕

第71条 (秘密漏洩罪)

①調停委員又は調停委員であった者が、正当な理由なく、合議の過程若しくは調停長又は調停委員の意見及びその多少の数を漏洩したときは、三〇万ウォン以下の罰金に処する。

②調停委員又は調停委員であった者が、正当な理由なく、その職務遂行中に知り得た他人の秘密を漏洩したときは、二年以下の懲役又は一〇〇万ウォン以下の罰金に処する。

③第2項の罪について公訴を提起するためには、告訴がなければならない。

〔全文改正 2010.3.31〕

第72条 (報道禁止違反罪)

第10条の規定に違反した者は、二年以下の禁錮又は一〇〇万ウォン以下の罰金に処する。

〔全文改正 2010.3.31〕

第73条 (財産照会結果等の目的外使用罪)

第48条の2による財産目録、第48条の3による財産照会結果を、審判以外の目的で用いた者は、二年以下の懲役又は五〇〇万ウォン以下の罰金に処する。

〔本条新設 2009.5.8〕

〔全文改正 2010.3.31〕

附則〔第4300号, 1990.12.31〕

第1条 (施行日)

この法律は、1991年1月1日から施行する。

附則 (非訟事件手続法)〔第4423号, 1991.12.14〕

第1条 (施行日)

この法律は、1992年2月1日から施行する。

附則 (民事調停法)〔第4505号, 1992.11.30〕

① (施行日)

この法律は、1993年1月1日から施行する。

附則〔第6626号, 2002.1.26〕 (民事訴訟法)

第1条 (施行期日)

この法律は、2002年7月1日から施行する。

附則〔第6627号, 2002.1.26〕 (民事執行法)

第1条 (施行期日)

この法律は、2002年7月1日から施行する。

附則〔第7405号, 2005.3.24〕

この法律は、公布した日から施行する。

附則〔第7427号, 2005.3.31〕 (民法)

第1条 (施行期日)

この法律は公布した日から施行する。

ただし、…省略…附則第7条 (第2項及び第29項を除く)の規定は、2008年1

月 1 日から施行する。

附則〔第8433号, 2007. 5. 17〕

この法律は、2008年 1 月 1 日から施行する。

附則〔第8435号, 2007. 5. 17〕(家族関係の登録等に関する法律)

第 1 条 (施行期日)

この法律は、2008年 1 月 1 日から施行する。

〔ただし書省略〕

附則〔第8715号, 2007. 12. 21〕

① (施行期日)

この法律は公布した日から施行する。

ただし、第 2 条第 1 項各目 (2) 第13号及び第14号、第 2 条第 1 項各目 (1)

第 7 号の 3、第30条、第31条及び第44条第 1 号、第 4 号の改正規定は2008年 1 月 1 日から施行する。

附則〔第9652号, 2009. 5. 8〕

① (施行期日)

この法律は、公布後六箇月が経過した日から施行する。

② (効力の不遡及)

この法律は、従前の規定により生じた効力に影響を及ぼさない。

③ (過怠料に関する経過措置)

この法律施行前の行為に対する過怠料の適用においては、従前の規定に従う。

附則〔第10212号, 2010. 3. 31〕

この法律は公布した日から施行する。

【訳者後記】

本稿執筆にあたり、早稲田大学法学学術院教授であらせられる榎善夫先生ならびに加藤哲夫先生より、貴重な御教示を賜った。

この場をお借りし、心より、厚く御礼申し上げたい。

本稿が、日韓・韓日の民事手続法制の研究及びさらなる発展に、寄与するところがあるとするれば、訳者の喜びこれに過ぎるものはない。

ひきつづき、両国の学術・実務交流にむけ、鋭意、努めて参りたい。

【附記】

本稿は、財団法人民事紛争処理基金平成23年度研究助成による研究成果の一部である。

(2011年2月5日 校了)